

只見町風しん抗体検査及び風しん等任意予防接種費用助成事業実施要綱

平成26年9月12日訓令第26号

(目的)

第1条 この要綱は、風しん抗体検査及び風しん等任意予防接種を行うことにより、妊娠を希望する女性及びその配偶者が風しんに罹患することを防ぎ、妊娠中の風しんの感染により発生する先天性風しん症候群を予防することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる者は次に定めるところによる。

(1) 妊娠を希望する女性

只見町に住所を有し、妊娠を希望する女性。ただし、妊娠中の者は除く。

(2) 妊娠を希望する女性の配偶者

只見町に住所を有する妊娠を希望する女性の配偶者である男性。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。

(助成回数及び助成額)

第3条 助成回数及び助成額は次に定めるところによる。

(1) 妊娠を希望する女性及び妊娠を希望する女性の配偶者が行う、H I 法又はE I A法による風しん抗体検査（以下「風しん抗体検査」という。）の費用について、7,800円を上限として、実費を1回助成する。ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、明らかに2回の風しんの予防接種歴がある者若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者を除く。

(2) 風しんの抗体検査を受け、風しんの感染予防に十分な免疫を保有していない妊娠を希望する女性及び妊娠を希望する女性の配偶者が受ける、風しん予防接種又は麻しん風しん予防接種（以下「予防接種」という。）のいずれか1回の接種費用について、11,000円を上限として、実費を助成する。ただし、明らかに2回の予防接種歴がある者若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者を除く。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、只見町風しん抗体検査及び風しん等任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、年度末日までに町長に提出するものとする。

(1) 風しん抗体検査の結果及び領収書の写し

(2) 予防接種の実施及び金額を証明できる書類の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 町長は前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、助成の可否を只見町風しん抗体検査及び風しん等任意予防接種費用助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 前項により助成することを適当と認めたときは、助成金の請求があったものとみなし、速やかに支払うものとする。

(返還)

第6条 町長は、虚偽その他不正な手段により助成を受けた者に対し、助成の決定を取り消し、又は助成した金銭の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。